



「標準的な運賃」届出の有無に関わらず 助成事業を利用できるようになりました

令和7年7月15日に開催されました当協会の理事会において、令和7年度各種助成事業については、「標準的な運賃」の届出を条件とした助成金の取り扱いを廃止することとなりました。

昨年度より「標準的な運賃」の届出を条件としておりましたが、一般の貨物自動車運送事業法の改正に伴い、「標準的な運賃」が法施工後に廃止されることとなったことを踏まえたものです。

つきましては、令和7年度各種助成事業について、「標準的な運賃」の届出要件があったものに関しては届出の有無に関わらず申請できることとなりましたので、各種助成事業の要綱等を一部改訂し、埼玉県トラック協会HP 助成金のご案内に掲載いたしました。

助成事業については、令和7年3月1日以降に事業が完了したものについてご申請いただけるものもございますので、HPに掲載の各種助成金のご案内をご確認いただき、該当する助成事業がございましたら、ぜひご利用ください。

※ご申請に際して、すでに配布しております「各種助成金のご案内」冊子の申請書をコピーしてご申請いただいても構いません。



届出は条件から削除されましたが、
届出をされていない会員におかれましては、
引き続き届出のご検討をお願いいたします。